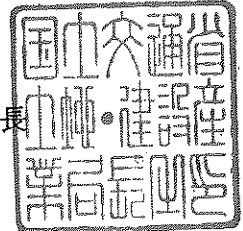


国土入企第28号

平成26年1月30日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



技能労働者への適切な賃金水準の確保について

本日、平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表され、本年度当初の労務単価と比べ、全国平均で7.1%、被災三県の平均では8.4%の上昇となったところです。これにより、平成24年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で23.2%、被災三県の平均では31.2%の上昇となります。

国土交通省としては、技能労働者の確保・育成には適切な水準の賃金の支払いが極めて重要であることに鑑み、平成25年度の労務単価を引き上げと同時に「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成25年3月29日付国土入企第36号）を発出するとともに、平成25年4月18日には、国土交通大臣が直接建設業団体四団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等を要請したところです。これに対して、多くの団体においても、技能労働者の適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等について決議が行われる等、現場の技能労働者の処遇が改善されるよう、業界を挙げて取り組んでこられていると承知しております。しかしながら、下請取引等実態調査（平成25年7月実施）によると、技能労働者の賃金を引き上げた企業は7月時点では36.6%にとどまるなど、技能労働者の処遇改善に向けた取組はまだ緒についたばかりであるのが現状です。

このため、本日付の新労務単価の上昇が確実に技能労働者の賃金引き上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されるよう、貴団体傘下の建設企業に対して、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」で要請した事項に引き続き取り組むことに加え、下記の措置を講じるなど適切に対応するよう周知徹底をお願い致します。

また、別添1のように、各都道府県及び各政令指定都市あてに通知しておりますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 技能労働者への適切な水準の賃金の支払い

公共工事設計労務単価の上昇は、直接的には発注者が積算する予定価格の上昇につながるが、これを技能労働者の処遇改善につなげるためには、建設業界全体が一定の共通認識を持った上で、取り組みを進める必要がある。

このため、元請企業においては適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請企業に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払を要請する等の特段の配慮をすること。専門工事業者においては、雇用する技能労働者の賃金水準の引き上げを図ること。

なお、国土交通省においては、公共工事設計労務単価の上昇が技能労働者の賃金水準の上昇に結びついているか、別途実態を把握し、その状況を今後の公共工事設計労務単価の改訂に反映することとしているので留意されたい。

2. インフレスライド条項の適用等について

国土交通省の直轄工事では、本日付の新労務単価の上昇を受け、別添2のとおり、

①一定の既契約工事について、賃金等の急激な変動に対処するためのいわゆるインフレスライド条項（公共工事標準請負約款第25条第6項）を運用する

②平成26年2月1日以降に契約を締結する工事のうち、本年度当初の労務単価を適用して予定価格を積算しているものについて、新労務単価に基づく請負代金額に変更する

こと等とし、地方公共団体に対しては、別添1の2.のとおり適切な運用を要請したところである。そのため、これらの取扱いにより請負代金額が変更された場合は、1.の趣旨にのっとり、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応すること。

3. 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導について

新労務単価においても、本年度当初の労務単価と同様に、技能労働者の加入に必要な社会保険料（本人負担分の法定福利費）相当額が勘案されているほか、既に平成24年4月に行われた現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されている。

このため、元請企業においては、下請企業に対し、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額により下請契約を締結すること。また、専門工事業者においては、標準見積書及び作成手順書の活用等により見積書における法定福利費の内訳明示を推進するとともに、技能労働者に対し、法定福利費相当額を適切

に含んだ額の賃金を支払い、その使用する労働者を法令が求める社会保険等に加入させること。

なお、本年度より公共工事設計労務単価については、技能労働者の加入に必要な社会保険料（本人負担分の法定福利費）相当額が勘案されていること等を踏まえ、国土交通省では、国土交通省発注工事の元請企業及び一次下請企業については、平成 26 年度中より、社会保険加入業者に限定する方向で検討しているところであり、他の公共工事発注機関にも同様の検討を要請したので、ご留意願いたいこと。

4. 新労務単価フォローアップ相談ダイヤルの活用

国土交通省では、技能労働者の適切な賃金水準確保を円滑化するため、元請企業、下請企業、技能労働者等のための相談窓口として「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」を開設しているので、改めて現場の技能労働者を含む関係者に周知すること。

5. 若年入職者の積極的な確保

若年労働者の処遇改善により若年入職者を確保した企業が円滑な技能承継を通じて伸びていくことができるという健全な循環を形成することができるよう、新労務単価の上昇を若年労働者の賃金引き上げと社会保険等への加入につなげることによって、これまで困難であった若年入職者の確保を積極的に推進すること。

6. ダンピング受注の排除

近年のダンピング受注による下請企業へのしわ寄せが、技能労働者の賃金水準の低下や社会保険等への未加入といった処遇悪化を招き、これが若年労働者の確保に大きな支障となっている事態を改善するためには、発注者から元請企業、下請企業を通じて技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる資金が適切に支払われることが重要である。

このため、工事の品質確保に必要な費用を適切に見込んだ価格による契約締結を徹底し、ダンピング受注を排除するとともに、建設業法第 19 条の 3 に規定されているとおり、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めて徹底すること。

7. 消費税の適切な支払い

平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率の引き上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年

法律第 41 号) 及び建設業法を遵守し、適正な建設工事の請負契約の締結及び代金の支払いを行うこと。